

決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艤装関連を除く）

改正対象

鋼船規則 GF 編, N 編
鋼船規則検査要領 B 編, GF 編
高速船規則検査要領
旅客船規則検査要領
（日本籍船舶用及び外国籍船舶用（翻訳））
内陸水路航行船規則検査要領
（外国籍船舶用（翻訳））

改正理由

低引火点燃料を使用する船舶の安全要件をまとめた IGF コードが 2017 年に発効している。本会は、当該 IGF コードの要件を鋼船規則 GF 編にすでに取り入れている。

2017 年以降、IGF コードは新たに建造される低引火点燃料船に適用し運用されてきたが、これらの運用において新たに必要となった解釈等を含めコードの見直しが行われてきている。その結果、IMO 第 109 回海上安全委員会 (MSC109) において、IGF コードの一部改正が決議 MSC.567(109)として採択された。これらの一部改正は、2028 年 1 月 1 日に発効予定である。

今般、決議 MSC.567(109)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は以下のとおり。

- (1) 燃料タンクに設けるサクションウェルについて、内底板下方への突出を二重底高さの 25%又は 350mm のいずれか小さい値まで許容するとともに、距離 H の定義から当該サクションウェルを除外するよう改めた。
- (2) 燃料ガス管装置に付けられた圧力逃し弁からの排出は、原則として燃料タンクへ導くよう規定する。また、当該排出管の燃料タンク入口には逆止弁を設けるよう規定する。
- (3) 燃料タンクのベントマスト上方及び近傍を 1 種危険場所として規定する。また、当該場所の周囲を 2 種危険場所として規定する。
- (4) 非危険場所及び危険場所に供される通風用ダクトに関する要件を規定する。

施行及び適用

2028 年 1 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DD26-11

新	旧	備考
鋼船規則 GF 編 低引火点燃料船 1 章 通則 1.1 一般（<i>IGF</i> コード 2.1 関連） 1.1.3 機器等の承認* -1. 天然ガスを燃料として使用する船舶にあつては、当該ガス燃料の利用を目的として備える次の(1)から(21)の装置及び機器等については、本会が別途定めるところに従い承認を得たものでなければならない。 ((1)から(10)は省略) (11) 燃料格納設備及び燃料管装置に施される防熱材料（6.4.8 及び 7.3.1-5.） ((12)から(21)は省略) 2 章 定義 2.2 定義（<i>IGF</i> コード 2.2 関連） 2.2.1 用語* -46. 「2028 年 1 月 1 日以降に建造される船舶」とは、次のいずれかに該当する船舶をいう。 (1) 2028 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶	鋼船規則 GF 編 低引火点燃料船 1 章 通則 1.1 一般（<i>IGF</i> コード 2.1 関連） 1.1.3 機器等の承認* -1. 天然ガスを燃料として使用する船舶にあつては、当該ガス燃料の利用を目的として備える次の(1)から(21)の装置及び機器等については、本会が別途定めるところに従い承認を得たものでなければならない。 ((1)から(10)は省略) (11) 燃料格納設備及び燃料管装置に施される防熱材料（6.4.8 及び 7.3.1-4.） ((12)から(21)は省略) 2 章 定義 2.2 定義（<i>IGF</i> コード 2.2 関連） 2.2.1 用語* （新規）	GF 編 7.3.1-4 の挿入及び以降の番号変更に伴い、7.3.1-4 を 7.3.1-5 に変更 Res.MSC.567(109) Item.1

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
(2) 建造契約がない場合には、2028 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶 (3) 2032 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶 5 章 船舶の設計及び配置 5.3 一般要件 (IGF コード 5.3) 5.3.3 燃料タンクの配置 燃料タンクは以下の方法により、衝突又は座礁による外的損傷から保護されなければならない。 ((1)から(4)は省略) (5) 燃料タンクの最下部境界は、船体中心線における船底外板の上面から測って、$B'/15$ 又は 2.0 m のいずれか小さい方の距離を最小距離としてその上方に配置されなければならない。 <u>燃料タンクにサクションウェルを設ける船舶については、サクションウェルの底部は上記に規定する最小距離の垂直方向の範囲内に突出させることができる。ただし、ウェルはできる限り小さくし、かつ、内底板より下方への突出は二重底の深さの 25 %又は 350 mm のうちいずれか小さい方を超えないものとする。</u> ((6)から(8)は省略)	5 章 船舶の設計及び配置 5.3 一般要件 (IGF コード 5.3) 5.3.3 燃料タンクの配置 燃料タンクは以下の方法により、衝突又は座礁による外的損傷から保護されなければならない。 ((1)から(4)は省略) (5) 燃料タンクの最下部境界は、船体中心線における船底外板の上面から測って、$B'/15$ 又は 2.0 m のいずれか小さい方の距離を最小距離としてその上方に配置されなければならない。 ((6)から(8)は省略)	Res.MSC.567(109) Item.2

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艀装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
5.3.4 燃料タンクの配置の代替 燃料タンクの配置について、前 5.3.3(1)の代替として、次の計算方法を用いて差し支えない。 (1)は省略) (2) f_{CN}は次の算式による。 $f_{CN} = f_l \times f_t \times f_v$ ここで、 f_l: C 編 1 編 2.3.2.2-2.に規定する区画浸水確率 p の算式により計算する。$x1$ は船尾端から燃料タンクの最後部までの距離とし、$x2$ の値は船尾端から燃料タンクの最前部の距離とする。 f_t: C 編 1 編 2.3.2.2-3.に規定する係数 r の算式により計算し、燃料タンクの最下部境界を貫通する垂直方向の損傷の確率を示す値で、次の算式による。ただし、燃料タンクの最も外側の境界が最高区画喫水線により与えられる境界の外側となる場合、b は 0 としなければならない。 $f_t = 1 - r(x1, x2, b)$ f_v: 次の算式による。 $(H - d)$が 7.8 m 以下の場合: $f_v = 1.0 - 0.8 \cdot ((H - d)/7.8), \text{ ただし, } 1 \text{ より大きい値とする必要はない。}$ $(H - d)$が 7.8 m を超える場合: $f_v = 0.2 - (0.2 \cdot ((H - d) - 7.8)/4.7), \text{ ただし, } 0 \text{ より小さい値とする必要はない。}$ ここで	5.3.4 燃料タンクの配置の代替 燃料タンクの配置について、前 5.3.3(1)の代替として、次の計算方法を用いて差し支えない。 (1)は省略) (2) f_{CN}は次の算式による。 $f_{CN} = f_l \times f_t \times f_v$ ここで、 f_l: C 編 1 編 2.3.2.2-2.に規定する区画浸水確率 p の算式により計算する。$x1$ は船尾端から燃料タンクの最後部までの距離とし、$x2$ の値は船尾端から燃料タンクの最前部の距離とする。 f_t: C 編 1 編 2.3.2.2-3.に規定する係数 r の算式により計算し、燃料タンクの最下部境界を貫通する垂直方向の損傷の確率を示す値で、次の算式による。ただし、燃料タンクの最も外側の境界が最高区画喫水線により与えられる境界の外側となる場合、b は 0 としなければならない。 $f_t = 1 - r(x1, x2, b)$ f_v: 次の算式による。 $(H - d)$が 7.8 m 以下の場合: $f_v = 1.0 - 0.8 \cdot ((H - d)/7.8), \text{ ただし, } 1 \text{ より大きい値とする必要はない。}$ $(H - d)$が 7.8 m を超える場合: $f_v = 0.2 - (0.2 \cdot ((H - d) - 7.8)/4.7), \text{ ただし, } 0 \text{ より小さい値とする必要はない。}$ ここで	

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艀装関連を除く）」 新旧対照表

新	旧	備考
<i>H</i>: 基線から燃料タンクの最下部までの距離(<i>m</i>) <u>ただし, サクションウエルが設けられている場合には, サクションウエルを除いた燃料タンクの最下部までの距離とする。</u> <i>d</i>: 最高喫水 (夏期満載喫水線) ((3)から(8)は省略) 7 章 材料及び燃料管装置 7.3 一般的な管の設計 (IGF コード 7.3) 7.3.1 一般* (-1.から-3.は省略) <u>-4. 2028 年 1 月 1 日以降に建造される船舶にあっては, 燃料タンクの MARVS が管装置から液体又はガスを放出するための圧力逃し弁の設定圧力より低い場合には, 当該圧力逃し弁からの液体又はガスの放出が燃料タンク内に導かれるようにしなければならない。なお, 当該圧力逃し弁からの排出管に設けられるタンク付弁の配置は, 9.4.2 の規定に従わなければならない。また, 当該圧力逃し弁は, 必要な圧力逃がし容量が確保されるように設計しなければならない。その代替として, ベント装置内に流入するおそれのある液体を検知し, かつ, 処理する手段が設けられている場合には, 圧力逃し弁からの放出先をベントマストに導くことができる。</u>	<i>H</i>: 基線から燃料タンクの最下部までの距離(<i>m</i>) <i>d</i>: 最高喫水 (夏期満載喫水線) ((3)から(8)は省略) 7 章 材料及び燃料管装置 7.3 一般的な管の設計 (IGF コード 7.3) 7.3.1 一般* (-1.から-3.は省略) (新規)	Res.MSC.567(109) Item.3 Res.MSC.567(109) Item.4

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艀装関連を除く）」 新旧対照表

新	旧	備考
-<u>5</u>. (省略) -<u>6</u>. (省略) 9 章 機器への燃料の供給 9.4 ガス供給装置の安全機能（<i>IGF</i> コード 9.4） 9.4.1 弁の設置* (省略) 9.4.2 逆止弁の設置 2028 年 1 月 1 日以降に建造される船舶にあつては、 <u>7.3.1-4.に規定する管装置を保護する圧力逃し弁の排出管の燃料タンク入口には、15.2.2-2.に規定する安全装置の作動時に自動的に作動する弁に代えて、逆止弁を設けなければならない。また、17.4 の規定に基づく保守の際にタンクを隔離する安全な手段を設け、かつ、当該手段は圧力逃し弁の正常な作動に影響を及ぼさないものでなければならない。</u> 9.4.3 主ガス燃料弁 (省略) 9.4.4 主ガス燃料弁の操作 (省略) 9.4.5 ダブルブロックブリード弁の設置 (省略)	-<u>4</u>. (省略) -<u>5</u>. (省略) 9 章 機器への燃料の供給 9.4 ガス供給装置の安全機能（<i>IGF</i> コード 9.4） 9.4.1 弁の設置* (省略) (新規) (新規) 9.4.2 主ガス燃料弁 (省略) 9.4.3 主ガス燃料弁の操作 (省略) 9.4.4 ダブルブロックブリード弁の設置 (省略)	Res.MSC.567(109) Item.5

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
9.4.6 ダブルブロックブリード弁の遮断弁 9.4.5 の 2 つの遮断弁は, フェイルクローズ型のものとし, ブリード弁はフェイルオープン型としなければならない。 9.4.7 ダブルブロックブリード弁の使用 9.4.5 のダブルブロックブリード弁は, 通常の機関停止のためにも使用されるものとしなければならない。 9.4.8 ダブルブロックブリード弁から主ガス燃料弁及びガス消費機器の間のガス供給管* (省略) 9.4.9 ガス供給ラインの遮断弁* (省略) 9.4.10 弁の機能 (省略) 9.4.11 破裂に対する保護* (省略)	9.4.5 ダブルブロックブリード弁の遮断弁 9.4.4 の 2 つの遮断弁は, フェイルクローズ型のものとし, ブリード弁はフェイルオープン型としなければならない。 9.4.6 ダブルブロックブリード弁の使用 9.4.4 のダブルブロックブリード弁は, 通常の機関停止のためにも使用されるものとしなければならない。 9.4.7 ダブルブロックブリード弁から主ガス燃料弁及びガス消費機器の間のガス供給管* (省略) 9.4.8 ガス供給ラインの遮断弁* (省略) 9.4.9 弁の機能 (省略) 9.4.10 破裂に対する保護* (省略)	GF 編 9.4.2 の挿入に伴い 9.4.4 を 9.4.5 に変更 GF 編 9.4.2 の挿入に伴い 9.4.4 を 9.4.5 に変更

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
12 章 防爆 12.5 危険場所の分類 (IGF コード 12.5) 12.5.2 1 種危険場所* 1 種危険場所には次の区画又は区域等を含む。 (1) (省略) (2) (省略) (3) <u>2028 年 1 月 1 日以降に建造される船舶にあっては、燃料タンク排気口、ガス又は蒸気の排気口 (例えば、燃料タンクハッチ、開放甲板上の燃料タンクのアレージ開口又は測深管頭及びガス蒸気排出口から 3 m 以内のすべての場所)、バンカーマニホールド弁、その他の燃料弁、燃料管フランジ、1 種危険場所からの通風排気口及び温度変化により生じる、燃料タンク内圧力を調整するために少量のガス又は蒸気を放出する燃料タンク排気開口から 3 m 以内の球形の開放甲板上の区域又は半閉鎖場所</u> (4) <u>2028 年 1 月 1 日以降に建造される船舶にあっては、燃料タンクのベントマスト出口の中心から半径 6 m 以内の、上部が高さに制限のない円筒形で下部が半球形の開放甲板上の区域又は半閉鎖場所。船舶の大きさ及び配置により、規定の距離を確保することができない場合には、50%LEL を基準としたガス拡散解析の結果に基づき当該危険場所の範囲を減じることがある。ただし、当</u>	12 章 防爆 12.5 危険場所の分類 (IGF コード 12.5) 12.5.2 1 種危険場所* 1 種危険場所には次の区画又は区域等を含む。 (1) (省略) (2) (省略) (3) 燃料タンク排気口、ガス又は蒸気の排気口、バンカーマニホールド弁、その他の燃料弁、燃料管フランジ、燃料調整室の通風排気口及び温度変化により生じる、燃料タンク内圧力を調整するために少量のガス又は蒸気を放出する燃料タンク排気開口から 3 m 以内の球形の開放甲板上の区域又は半閉鎖場所 (新規)	Res.MSC.567(109) Item.8 Res.MSC.567(109) Item.9

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艤装関連を除く）」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>該危険場所の範囲は 12.5.2(3)に規定する範囲より小さくしてはならず、かつ、12.5.3(1)に規定する2種危険場所の範囲を含まなければならない。</u> (5) (省略) (6) (省略) (7) (省略) (8) (省略) (9) (省略) (10) (省略) 12.5.3 2種危険場所* 2種危険場所には次の区画又は区域等を含む。 (1) 1種危険場所の外側 1.5 m 以内の暴露甲板上の区域又は半閉鎖場所 (2) タンクコネクションスペースに通じるボルト締めハッチを有する区域 (3) <u>2028 年 1 月 1 日以降に建造される船舶にあっては、(1)に加えて、12.5.2(4)に規定する半球形及び円柱形の区域の外側 4 m の区域</u> 13 章 通風装置 13.3 一般要件（IGF コード 13.3） 13.3.5 閉囲された危険場所の空気取入口 <u>2028 年 1 月 1 日以降に建造される船舶にあっては、危険閉鎖場所の空気取入口は、当該空気取入口を除き、</u>	(4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) (省略) (8) (省略) (9) (省略) 12.5.3 2種危険場所* 2種危険場所には次の区画又は区域等を含む。 (1) 1種危険場所の外側 1.5 m 以内の暴露甲板上の区域又は半閉鎖場所 (2) タンクコネクションスペースに通じるボルト締めハッチを有する区域 (新規) 13 章 通風装置 13.3 一般要件（IGF コード 13.3） 13.3.5 閉囲された危険場所の空気取入口 危険閉鎖場所の空気取入口は、当該空気取入口がない場合に非危険場所となる区域に設置しなければならな	Res.MSC.567(109) Item.10 Res.MSC.567(109) Item.11

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艙装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
非危険場所となる区域に設置しなければならない。閉囲非危険場所の空気取入口は、危険場所の境界から少なくとも 1.5 m 離れた非危険場所に設置しなければならない。 13.3.8 通風用ダクトの危険場所の貫通 2028 年 1 月 1 日以降に建造される船舶にあっては、次による。 (1) 非危険場所に供される通風用ダクトが危険場所を貫通する場合、ダクトはガス密とし、危険場所に対して加圧されなければならない。 (2) 危険場所に供される通風用ダクトがより危険性の少ない場所又は非危険場所を貫通する場合、当該ダクトはガス密とし、より危険度の低い場所又は非危険場所に対して負圧にしなければならない。 <u>ただし、危険場所に供される通風管が、より危険性の少ない場所又は非危険場所を貫通する場合であって、溶接接手のみにより接続されている構造であり、かつ 7 章に従って設計されている場合は、負圧にする必要はない。</u> 13.3.9 通風設備の必要容量 (省略) 13.3.10 危険場所に通じる開口がある非危険場所* (省略)	い。閉囲非危険場所の空気取入口は、危険場所の境界から少なくとも 1.5 m 離れた非危険場所に設置しなければならない。<u>空気取入ダクトがより危険性の高い危険場所を通過する場合、ダクトはガス密とし、通過する区画に対して加圧されなければならない。</u> (新規) (新規) 13.3.8 通風設備の必要容量 (省略) 13.3.9 危険場所に通じる開口がある非危険場所* (省略)	Res.MSC.567(109) Item.12

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艀装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
13.3.11 閉固された危険場所に通じる開口がある非危険場所* (省略)	13.3.10 閉固された危険場所に通じる開口がある非危険場所* (省略)	

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艀装関連を除く）」 新旧対照表

新	旧	備考
附属書 1.1.3-3. ガス燃料機関	附属書 1.1.3-3. ガス燃料機関	
1 章 通則	1 章 通則	
1.4 用語	1.4 用語	
-2. 「ダブルブロックブリード弁」とは、規則 GF 編 2.2.1-9. に規定される、管に直列して配置される 2 つの弁とこれらの 2 つの弁の間の管から圧力を逃すことを可能にする第 3 の弁を組合せたものをいう。ただし、3 つの別個の弁に代えて、二方弁及び閉鎖弁により構成されるものとして差し支えない。また、規則 GF 編 9.4.5 から 9.4.7 を満足するものであること。	-2. 「ダブルブロックブリード弁」とは、規則 GF 編 2.2.1-9. に規定される、管に直列して配置される 2 つの弁とこれらの 2 つの弁の間の管から圧力を逃すことを可能にする第 3 の弁を組合せたものをいう。ただし、3 つの別個の弁に代えて、二方弁及び閉鎖弁により構成されるものとして差し支えない。また、規則 GF 編 9.4.4 から 9.4.6 を満足するものであること。	GF 編 9.4.2 の挿入及び以降の番号変更に伴い、9.4.4 を 9.4.5 に、9.4.6 を 9.4.7 に変更
2 章 ガス燃料機関の構造及び設備	2 章 ガス燃料機関の構造及び設備	
2.4 付属設備	2.4 付属設備	
2.4.2 ガス燃料管	2.4.2 ガス燃料管	
-5. ガス燃料機関に付属するガス燃料管にあつては、次の (1) から (8) の規定にもよらなければならない。 (1)から(4)は省略)	-5. ガス燃料機関に付属するガス燃料管にあつては、次の (1) から (8) の規定にもよらなければならない。 (1)から(4)は省略)	
(5) 機関のガス管装置 燃料ガスを含む管及び機器の内部は、0 種危険場所（規則 GF 編 12.5.1 参照）とする。また、ガス燃料管と外管又はダクトとの間は、1 種危険場所	(5) 機関のガス管装置 燃料ガスを含む管及び機器の内部は、0 種危険場所（規則 GF 編 12.5.1 参照）とする。また、ガス燃料管と外管又はダクトとの間は、1 種危険場所	GF 編 12.5.2(4)の挿入及び以降の番号変更に伴い、12.5.2(6)を 12.5.2(7)

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艀装関連を除く）」 新旧対照表

新	旧	備考
(規則 GF 編 12.5.2(7)参照) とする。 ((6)から(8)は省略)	(規則 GF 編 12.5.2(6)参照) とする。 ((6)から(8)は省略)	に変更

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艤装関連を除く）」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 N 編 液化ガスばら積船 附属書 16.1.1-3. ガス燃料機関 2 章 ガス燃料機関の構造及び設備 2.4 付属設備 2.4.2 ガス燃料管 -4. ガス燃料機関に付属するガス燃料管にあっては、次の(1)から(8)の規定にもよらなければならない。 ((1)から(4)は省略) (5) 機関のガス管装置 燃料ガスを含む管及び機器の内部は、0 種危険場所（規則 GF 編 12.5.1 参照）とする。また、ガス燃料管と外管又はダクトとの間は、1 種危険場所（規則 GF 編 12.5.2(7)参照）とする。 ((6)から(8)は省略)	鋼船規則 N 編 液化ガスばら積船 附属書 16.1.1-3. ガス燃料機関 2 章 ガス燃料機関の構造及び設備 2.4 付属設備 2.4.2 ガス燃料管 -4. ガス燃料機関に付属するガス燃料管にあっては、次の(1)から(8)の規定にもよらなければならない。 ((1)から(4)は省略) (5) 機関のガス管装置 燃料ガスを含む管及び機器の内部は、0 種危険場所（規則 GF 編 12.5.1 参照）とする。また、ガス燃料管と外管又はダクトとの間は、1 種危険場所（規則 GF 編 12.5.2(6)参照）とする。 ((6)から(8)は省略)	GF 編 12.5.2(4)の挿入及び以降の番号変更に伴い、12.5.2(6)を 12.5.2(7)に変更

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.1 検査 B1.1.3 船級維持検査の時期 -3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。 (1)から(22)は省略) (23) 低引火点燃料船 (a) <u>2017 年 1 月 1 日以降に、低引火点燃料の使用のための改造が行われる場合、もしくは 2017 年 1 月 1 日より前に使用することを承認された低引火点燃料から異なる低引火点燃料を使用する場合は、鋼船規則 GF 編の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> (b) <u>2019 年 7 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は、鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-1.及び-2., GF12.5.2-2.</u>	鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.1 検査 B1.1.3 船級維持検査の時期 -3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。 (1)から(22)は省略) (23) 低引火点燃料船 (a) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、鋼船規則 GF 編の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> i) <u>2017 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> ii) <u>2017 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて、2017 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u> (b) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-1.及び-2.,</u>	

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
並びに GF15.10.1 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。 (c) <u>2024 年 1 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は、鋼船規則 GF 編 11.8.1, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-2.の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> (d) <u>2026 年 1 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は、鋼船規則 GF 編 4.2.2, 5.12.1, 6.7.3-1.(1), 6.9.1-1., 7.3.2-1., 8.4, 9.3.1, 9.4.8, 9.4.9, 9.6.1, 9.8.1, 9.8.2, 9.8.4, 11.3.1-1, 11.6.1-2, 12.5.1, 12.5.2, 15.4.1-3.及び鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.7.1 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u>	GF12.5.2-2.並びに GF15.10.1 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。 <u>i) 2019 年 7 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> <u>ii) 2019 年 7 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であって、2019 年 7 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u> (c) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、鋼船規則 GF 編 11.8.1, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-2.の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> <u>i) 2024 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> <u>ii) 2024 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であって、2024 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u> (d) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、鋼船規則 GF 編 4.2.2, 5.12.1, 6.7.3-1.(1), 6.9.1-1., 7.3.2-1., 8.4, 9.3.1, 9.4.7, 9.4.8, 9.6.1, 9.8.1, 9.8.2, 9.8.4, 11.3.1-1, 11.6.1-2, 12.5.1, 12.5.2, 15.4.1-3. 及び 鋼 船 規 則 検 査 要 領 GF 編 GF11.7.1 の規定に適合していることを、検査</u>	GF 編 9.4.2 の挿入及び以降の番号変更に伴い、9.4.7を9.4.8に、9.4.8を9.4.9に変更

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艀装関連を除く）」 新旧対照表

新	旧	備考
(e) <u>2028 年 1 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は、鋼船規則 GF 編 7.3.1-4, 9.4.2, 11.3.1-2(1)及び-3, 12.5.2(3) 及び(4), 12.5.3(3), 13.3.5, 13.3.8 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> ((24)から(31)は省略)	により確認を受ける。 i) <u>2026 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> ii) <u>2026 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であって、2026 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u> (e) (新規) ((24)から(31)は省略)	

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 GF 編 低引火点燃料船 GF5 船舶の設計及び配置 GF5.8 燃料調整室の設計 規則 GF 編 5.8 の適用上、燃料調整室は、次の(1)から(5)による。 ((1)から(4)は省略) (5) 開放甲板上以外に配置される燃料調整室に適用すべきタンクコネクションスペースの要件とは、次による。 (a) 交通の配置及び関連する危険場所 i) (省略) ii) (省略) iii) 開放甲板又は甲板上の半閉鎖場所に直接立ち入ることができる燃料調整室の交通にあつては、エアロックを設けなくて差し支えない。エアロックを設けない場合、戸の外は、同 12.5.2(5)及び 12.5.3(1)に従って危険場所に分類される。 (b) ビルジウエル (省略)	鋼船規則検査要領 GF 編 低引火点燃料船 GF5 船舶の設計及び配置 GF5.8 燃料調整室の設計 規則 GF 編 5.8 の適用上、燃料調整室は、次の(1)から(5)による。 ((1)から(4)は省略) (5) 開放甲板上以外に配置される燃料調整室に適用すべきタンクコネクションスペースの要件とは、次による。 (a) 交通の配置及び関連する危険場所 i) (省略) ii) (省略) iii) 開放甲板又は甲板上の半閉鎖場所に直接立ち入ることができる燃料調整室の交通にあつては、エアロックを設けなくて差し支えない。エアロックを設けない場合、戸の外は、同 12.5.2(4)及び 12.5.3(1)に従って危険場所に分類される。 (b) ビルジウエル (省略)	GF 編 12.5.2(4)の挿入及び以降の番号変更に伴い、12.5.2(4)を 12.5.2(5)に変更

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
GF9 機器への燃料の供給	GF9 機器への燃料の供給	
GF9.4 ガス供給装置の安全機能	GF9.4 ガス供給装置の安全機能	
GF9.4.8 ダブルブロックブリード弁より下流のガス供給枝管の通風 規則 GF 編 9.4.8 の適用上, 2026 年 1 月 1 日以降に建造される船舶以外の船舶にあつては, ダブルブロックブリード弁より下流のすべてのガス供給枝管は, 主ガス燃料弁が自動的に閉鎖した場合に, 機関から管への逆流を考慮し, 自動的に通風されるものとしなければならない。 GF9.4.9 ガス供給ラインの遮断弁 規則 GF 編 9.4.9 の適用上, 2026 年 1 月 1 日以降に建造される船舶以外の船舶にあつては, ガス供給ラインには, 機関の保守の際の安全な遮断ができるよう, 各機関のダブルブロックブリード弁の上流に, 手動操作の遮断弁を 1 つ設置しなければならない。 GF9.4.11 破裂に対する保護 規則 GF 編 9.4.11 に規定される「閉鎖」は, 過渡的な荷重の変化を考慮した時間遅延を伴うものとする。	GF9.4.7 ダブルブロックブリード弁より下流のガス供給枝管の通風 規則 GF 編 9.4.7 の適用上, 2026 年 1 月 1 日以降に建造される船舶以外の船舶にあつては, ダブルブロックブリード弁より下流のすべてのガス供給枝管は, 主ガス燃料弁が自動的に閉鎖した場合に, 機関から管への逆流を考慮し, 自動的に通風されるものとしなければならない。 GF9.4.8 ガス供給ラインの遮断弁 規則 GF 編 9.4.8 の適用上, 2026 年 1 月 1 日以降に建造される船舶以外の船舶にあつては, ガス供給ラインには, 機関の保守の際の安全な遮断ができるよう, 各機関のダブルブロックブリード弁の上流に, 手動操作の遮断弁を 1 つ設置しなければならない。 GF9.4.10 破裂に対する保護 規則 GF 編 9.4.10 に規定される「閉鎖」は, 過渡的な荷重の変化を考慮した時間遅延を伴うものとする。	GF 編 9.4.2 の挿入及び以降の番号変更に伴い, 9.4.7 を 9.4.8 に変更 GF 編 9.4.2 の挿入及び以降の番号変更に伴い, 9.4.8 を 9.4.9 に変更 GF 編 9.4.2 の挿入及び以降の番号変更に伴い, 9.4.10 を 9.4.11 に変更

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艀装関連を除く）」 新旧対照表

新	旧	備考
GF13 通風装置	GF13 通風装置	
GF13.3 一般要件 GF13.3.10 危険場所に通じる開口がある非危険場所 規則 GF 編 13.3.10(2)(b)にいう「本会が適当と認める規格」とは、IEC 60092-502 Table 5 又は JIS F 8074 の表 5 に規定されたものをいう。 GF13.3.11 閉囲された危険場所に通じる開口がある非危険場所 規則 GF 編 13.3.11(2)にいう「本会が適当と認める規格」とは、IEC 60092-502 Table 5 又は JIS F 8074 の表 5 に規定されたものをいう。	GF13.3 一般要件 GF13.3.9 危険場所に通じる開口がある非危険場所 規則 GF 編 13.3.9(2)(b)にいう「本会が適当と認める規格」とは、IEC 60092-502 Table 5 又は JIS F 8074 の表 5 に規定されたものをいう。 GF13.3.10 閉囲された危険場所に通じる開口がある非危険場所 規則 GF 編 13.3.10(2)にいう「本会が適当と認める規格」とは、IEC 60092-502 Table 5 又は JIS F 8074 の表 5 に規定されたものをいう。	GF 編 13.3.8 の挿入及び以降の番号変更に伴い、13.3.9 を 13.3.10 に変更 GF 編 13.3.8 の挿入及び以降の番号変更に伴い、13.3.10 を 13.3.11 に変更

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
附属書 2 ガス燃料ボイラに関する検査要領 3 章 制御装置及び安全装置 3.2 安全装置 3.2.1 ボイラの安全装置及び警報装置 -1. ボイラの安全装置及び警報装置は、規則 D 編 9.9.10 並びに 18.4.4 及び 18.4.5 の規定による他、次の(1)から(4)の規定にも適合するものとする。 (1) ガス専焼又は混焼時に次の(a)から(g)の場合、すべてのガスバーナへのガス燃料供給を自動的に遮断し、ボイラの運転を停止させる安全装置を設けること。このための自動遮断弁は、規則 GF 編 9.4.5 に定めるダブルブロックブリード弁と兼用して差し支えない。 (a)から(d)は省略) (e) 規則 GF 編 9.4.5 に定めるダブルブロックブリード弁が故障したとき (f) 規則 GF 編 9.4.3 に定める主ガス燃料弁が閉鎖したとき (g) (省略) (2)から(4)は省略) -2. 自動化設備規則 1.1.1 の適用を受ける船舶のボイラにあっては、同規則 3.2 及び 3.3.3 並びに前-1.の規定によるほか、次の(1)から(10)に定める異常状態になったときに作動する警報装置を設けること。	附属書 2 ガス燃料ボイラに関する検査要領 3 章 制御装置及び安全装置 3.2 安全装置 3.2.1 ボイラの安全装置及び警報装置 -1. ボイラの安全装置及び警報装置は、規則 D 編 9.9.10 並びに 18.4.4 及び 18.4.5 の規定による他、次の(1)から(4)の規定にも適合するものとする。 (1) ガス専焼又は混焼時に次の(a)から(g)の場合、すべてのガスバーナへのガス燃料供給を自動的に遮断し、ボイラの運転を停止させる安全装置を設けること。このための自動遮断弁は、規則 GF 編 9.4.4 に定めるダブルブロックブリード弁と兼用して差し支えない。 (a)から(d)は省略) (e) 規則 GF 編 9.4.4 に定めるダブルブロックブリード弁が故障したとき (f) 規則 GF 編 9.4.2 に定める主ガス燃料弁が閉鎖したとき (g) (省略) (2)から(4)は省略) -2. 自動化設備規則 1.1.1 の適用を受ける船舶のボイラにあっては、同規則 3.2 及び 3.3.3 並びに前-1.の規定によるほか、次の(1)から(10)に定める異常状態になったときに作動する警報装置を設けること。	GF 編 9.4.2 の挿入及び以降の番号変更に伴い、9.4.2を9.4.3に.9.4.4を9.4.5に変更 GF 編 9.4.2 の挿入及び以降の番号変更に伴い、9.4.2を9.4.3に.9.4.4を9.4.5に変更

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艀装関連を除く）」 新旧対照表

新	旧	備考
((1)から(6)は省略) (7) 規則 GF 編 9.4.5に定めるダブルブロックブリー ド弁の作動時 (8) 規則 GF 編 9.4.3に定める主ガス燃料弁の閉鎖時 (9) (省略) (10) (省略)	((1)から(6)は省略) (7) 規則 GF 編 9.4.4に定めるダブルブロックブリー ド弁の作動時 (8) 規則 GF 編 9.4.2に定める主ガス燃料弁の閉鎖時 (9) (省略) (10) (省略)	

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艀装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
附属書 2A ガス燃焼装置に関する検査要領 3 章 制御装置及び安全装置 3.2 安全装置及び警報装置 3.2.1 GCU の安全装置及び警報装置 -1. GCU の安全装置及び警報装置は、次の(1)及び(2)の規定に適合すること。 (1) ガス専焼又は混焼時に次の(a)から(i)に定める状態が生じた場合、全ガスバーナへのガス燃料供給を自動的に遮断し、GCU の運転を停止させる安全装置を設けること。このための自動遮断弁は、規則 GF 編 <u>9.4.5</u> に定める自動ダブルブロックブリード弁と兼用して差し支えない。 (a)から(e)は省略) (f) 規則 GF 編 <u>9.4.5</u> に定める自動ダブルブロックブリード弁が故障したとき (g) 規則 GF 編 <u>9.4.3</u> に定める主ガス燃料弁が閉鎖したとき (h) (省略) (i) (省略) (2) (省略)	附属書 2A ガス燃焼装置に関する検査要領 3 章 制御装置及び安全装置 3.2 安全装置及び警報装置 3.2.1 GCU の安全装置及び警報装置 -1. GCU の安全装置及び警報装置は、次の(1)及び(2)の規定に適合すること。 (1) ガス専焼又は混焼時に次の(a)から(i)に定める状態が生じた場合、全ガスバーナへのガス燃料供給を自動的に遮断し、GCU の運転を停止させる安全装置を設けること。このための自動遮断弁は、規則 GF 編 <u>9.4.4</u> に定める自動ダブルブロックブリード弁と兼用して差し支えない。 (a)から(e)は省略) (f) 規則 GF 編 <u>9.4.4</u> に定める自動ダブルブロックブリード弁が故障したとき (g) 規則 GF 編 <u>9.4.2</u> に定める主ガス燃料弁が閉鎖したとき (h) (省略) (i) (省略) (2) (省略)	GF 編 9.4.2 の挿入及び以降の番号変更に伴い、9.4.2 を 9.4.3 に、9.4.4 を 9.4.5 に変更

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
高速船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.3 臨時検査 規則 2 編 1.1.3(5)に該当する臨時検査については、次による。 (1) (省略) (2) (省略) (3) 低引火点燃料船 (a) <u>2017 年 1 月 1 日以降に、低引火点燃料の使用のための改造が行われる場合、もしくは 2017 年 1 月 1 日より前に使用することを承認された低引火点燃料から異なる低引火点燃料を使用する場合には、規則 1 編 1.1.9 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u>	高速船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.3 臨時検査 規則 2 編 1.1.3(5)に該当する臨時検査については、次による。 (1) (省略) (2) (省略) (3) 低引火点燃料船 (a) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、規則 1 編 1.1.9 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> <u>i) 2017 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> <u>ii) 2017 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて、2017 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u>	

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
(b) <u>2019 年 7 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は、鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-1.及び-2., GF12.5.2-2.並びに GF15.10.1 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> (c) <u>2024 年 1 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は、鋼船規則 GF 編 11.8.1, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-2.の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> (d) <u>2026 年 1 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は、鋼船規則 GF 編 4.2.2, 5.12.1, 6.7.3-1.(1), 6.9.1-1., 7.3.2-1., 8.4, 9.3.1, 9.4.8, 9.4.9, 9.6.1, 9.8.1, 9.8.2,</u>	(b) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-1.及び-2., GF12.5.2-2.並びに GF15.10.1 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> i) <u>2019 年 7 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> ii) <u>2019 年 7 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて、2019 年 7 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u> (c) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、鋼船規則 GF 編 11.8.1, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-2.の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> i) <u>2024 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> ii) <u>2024 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて、2024 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u> (d) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、鋼船規則 GF 編 4.2.2, 5.12.1, 6.7.3-1.(1), 6.9.1-1.,</u>	GF 編 9.4.2 の挿入及び以降の番号変更に伴い、9.4.7を9.4.8に、9.4.8を9.4.9に変更

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艤装関連を除く）」 新旧対照表

新	旧	備考
9.8.4, 11.3.1-1, 11.6.1-2, 12.5.1, 12.5.2, 15.4.1-3.及び鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.7.1 の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。 <u>(e) 2028 年 1 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は, 鋼船規則 GF 編 7.3.1-4, 9.4.2, 11.3.1-2(1)及び-3, 12.5.2(3) 及び(4), 12.5.3(3), 13.3.5, 13.3.8 の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。</u> (4) (省略) (5) (省略)	7.3.2-1., 8.4, 9.3.1, 9.4.7, 9.4.8, 9.6.1, 9.8.1, 9.8.2, 9.8.4, 11.3.1-1, 11.6.1-2, 12.5.1, 12.5.2, 15.4.1-3. 及び 鋼 船 規 則 検 査 要 領 GF 編 GF11.7.1 の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。 <u>i) 2026 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> <u>ii) 2026 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であって, 2026 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u> (新規) (4) (省略) (5) (省略)	

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
旅客船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.3 船級維持検査の時期 -1. 規則 2 編 1.1.3-3.の適用において、鋼船規則検査要領 B1.1.3-9. ((22)を除く。)に規定するものに加えて、次による。 (1)から(5)は省略 (6) 低引火点燃料船 (a) <u>2017 年 1 月 1 日以降に、低引火点燃料の使用のための改造が行われる場合、もしくは 2017 年 1 月 1 日より前に使用することを承認された低引火点燃料から異なる低引火点燃料を使用する場合には、規則 1 編 1.1.6 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u>	旅客船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.3 船級維持検査の時期 -1. 規則 2 編 1.1.3-3.の適用において、鋼船規則検査要領 B1.1.3-9. ((22)を除く。)に規定するものに加えて、次による。 (1)から(5)は省略 (6) 低引火点燃料船 (a) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料の使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、規則 1 編 1.1.6 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> i) <u>2017 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> ii) <u>2017 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて、2017 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u>	

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
(b) <u>2019 年 7 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は</u>, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-1.及び-2., GF12.5.2-2.並びに GF15.10.1 の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。 (c) <u>2024 年 1 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は</u>, 鋼船規則 GF 編 11.8.1, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-2.の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。 (d) <u>2026 年 1 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は</u>, 鋼船規則 GF 編 4.2.2, 5.12.1, 6.7.3-1.(1), 6.9.1-1., 7.3.2-1., 8.4, 9.3.1, 9.4.8, 9.4.9, 9.6.1, 9.8.1, 9.8.2,	(b) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては, それぞれ, 低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-1.及び-2., GF12.5.2-2.並びに GF15.10.1 の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。</u> i) <u>2019 年 7 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> ii) <u>2019 年 7 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて, 2019 年 7 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u> (c) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては, それぞれ, 低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に, 鋼船規則 GF 編 11.8.1, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-2.の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。</u> i) <u>2024 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> ii) <u>2024 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて, 2024 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u> (d) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては, それぞれ, 低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に, 鋼船規則 GF 編 4.2.2, 5.12.1, 6.7.3-1.(1), 6.9.1-1.,</u>	GF 編 9.4.2 の挿入及び以降の番号変更に伴

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
9.8.4, 11.3.1-1, 11.6.1-2, 12.5.1, 12.5.2, 15.4.1-3.及び鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.7.1 の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。 <u>(e) 2028 年 1 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は, 鋼船規則 GF 編 7.3.1-4, 9.4.2, 11.3.1-2(1)及び-3, 12.5.2(3) 及び(4), 12.5.3(3), 13.3.5, 13.3.8 の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。</u> ((7)から(9)は省略)	7.3.2-1., 8.4, 9.3.1, 9.4.7, 9.4.8, 9.6.1, 9.8.1, 9.8.2, 9.8.4, 11.3.1-1, 11.6.1-2, 12.5.1, 12.5.2, 15.4.1-3. 及び 鋼 船 規 則 検 査 要 領 GF 編 GF11.7.1 の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。 <u>i) 2026 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> <u>ii) 2026 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であって, 2026 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u> (新規) ((7)から(9)は省略)	い, 9.4.7 を 9.4.8 に 9.4.8 を 9.4.9 に変更

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艀装関連を除く）」 新旧対照表

新	旧	備考
(外国籍船舶用) 内陸水路航行船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.2 船級維持検査 -1. 規則 2 編 1.1.2-2.(3)に規定される臨時検査の対象となる変更等については、次の(1)から(5)による。 ((1)から(4)は省略) (5) 低引火点燃料船 (a) <u>2017 年 1 月 1 日以降に、低引火点燃料の使用のための改造が行われる場合、もしくは 2017 年 1 月 1 日より前に使用することを承認された低引火点燃料から異なる低引火点燃料を使用する場合には、規則 1 編 1.1.8 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u>	(外国籍船舶用) 内陸水路航行船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.2 船級維持検査 -1. 規則 2 編 1.1.2-2.(3)に規定される臨時検査の対象となる変更等については、次の(1)から(5)による。 ((1)から(4)は省略) (5) 低引火点燃料船 (a) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあっては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、規則 1 編 1.1.8 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> <u>i) 2017 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> <u>ii) 2017 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であって、2017 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を</u>	

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
(b) <u>2019 年 7 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は、鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-1.及び-2., GF12.5.2-2.並びに GF15.10.1 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> (c) <u>2024 年 1 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は、鋼船規則 GF 編 11.8.1, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-2.の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> (d) <u>2026 年 1 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は、鋼船規則 GF 編 4.2.2, 5.12.1, 6.7.3-1.(1), 6.9.1-1., 7.3.2-1., 8.4, 9.3.1,</u>	<u>開始する船舶</u> (b) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-1.及び-2., GF12.5.2-2.並びに GF15.10.1 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> <u>i) 2019 年 7 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> <u>ii) 2019 年 7 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて、2019 年 7 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u> (c) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、鋼船規則 GF 編 11.8.1, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-2.の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> <u>i) 2024 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> <u>ii) 2024 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて、2024 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u> (d) <u>次の i)又は ii)に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、鋼船規則 GF 編</u>	

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艤装関連を除く)」 新旧対照表

新	旧	備考
9.4.8, 9.4.9, 9.6.1, 9.8.1, 9.8.2, 9.8.4, 11.3.1-1, 11.6.1-2, 12.5.1, 12.5.2, 15.4.1-3.及び鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.7.1 の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。 (e) <u>2028 年 1 月 1 日以降に天然ガスを使用するための改造が行われる場合は, 鋼船規則 GF 編 7.3.1-4, 9.4.2, 11.3.1-2(1)及び-3, 12.5.2(3)及び(4), 12.5.3(3), 13.3.5, 13.3.8 の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。</u> (6) (省略)	4.2.2, 5.12.1, 6.7.3-1.(1), 6.9.1-1., 7.3.2-1., 8.4, 9.3.1, 9.4.7, 9.4.8, 9.6.1, 9.8.1, 9.8.2, 9.8.4, 11.3.1-1, 11.6.1-2, 12.5.1, 12.5.2, 15.4.1-3.及び鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.7.1 の規定に適合していることを, 検査により確認を受ける。 i) <u>2026 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶</u> ii) <u>2026 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であって, 2026 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶</u> (新規) (6) (省略)	GF 編 9.4.2 の挿入及び以降の番号変更に伴い, 9.4.7 を 9.4.8 に, 9.4.8 を 9.4.9 に変更
附 則		
1. この改正は, 2028 年 1 月 1 日から施行する。		